

二 争議参加者中労働組合加入者数 十シ
三 應援団体 十シ

五 争議発生ノ原因

營業主橋本正ハ前記美松ノ外東京ニ於テ京橋區銀座ニカフ
エー銀座會館外五ヶ所ヲ經營營業部長ニ賓分明ニヲ宣傳部
長ニ橋本某ヲ首ヲ相者ノ營業成績ヲ收メツ、アルモノナル
ガ 宣傳部長橋本某ハ營業主橋本正ニ巧ニ取入リ人事其ノ
他ニ容喙シ疎腕ヲ振ヒツ、アリタルカ美松支配人徳江淳之
助ハ之ニ嫌ラス及目拮抗シ居タリ
他方従業員ノ大部分ハ支配人徳江淳之助ヲ慕ヒ叙上問題ニ
于シテハ營業主乃至營業部長ノ態度ニ關シテ不満足ヲ
抱キ斗タルカ際ニ四月二十九日營業部長ヨリ徳江支配人ハニ
對シ
一ノ 徳江ノ家族カ京都ニ在任シオルコト

二 大阪ノ營業所ニ於テ確實ナル支配人ヲ必要トシテオルコト
ヲ表面ノ理由トシテ(裏面ハ橋本策動ニ依ルモノ、如シ)
大阪ハ輒勤ヲ命シタルガ之ヲ聞知セル従業員ノ中一階地
階ノ女従業員ハ四月三十日支配人留任ニ于スル別記(一)嘆
願書ヲ營業部長ニ提出セリ

先ニ營業部長ハ終業後女従業員ヲ一階ニ集メ
徳江支配人ニ同情スルモノハ大阪ニ一階ニ轉勤セヨト暴言ヲ
吐キ他方都下新聞ニ女店員募集ノ廣告ヲ為シタル為メ従業
員側ニアリテ、痛ク憤慨監督諸侯清 今終末義明ヲ中心ニ
対策協議ノ結果一斉罷業ヲ以テ徳江支配人留任ノ實現ヲ
計ルベシトナン五月二日就業時ヨリ一階ニ階女従業員一
斉ニ罷業ヲ為スニ至レルモノナリ

六 経過

一 別記ノ通り罷業ニ入りタル女従業員ハ今日午前九時有樂町一ノ三橋